

令和4年3月22日

会員及び関係者の皆様へ

(一社) 国際善隣協会
会長 矢野一彌

善隣協会の活動自粛「解除」に向けてのお知らせ

政府は3月21日で首都圏の1都3県を含む全国18都道府県に「まん延防止等重点措置」の全面解除を正式に発表いたしました。

当協会としては、これを受けて今後下記のように取り組みを進めてまいります。

記

◆基本的な考え方

東京都は、まん延防止解除後も“4月24日までリバウンド警戒期間”として、感染再拡大を防止する対策を報じています。当協会もこの考え方をベースに活動を進めていきます。

◆具体的な指針

(1) 5階会議室、7階談話室の利用について

それぞれ自己管理を今後もお願ひします。「マスクの着用」、「手指消毒」、「検温」、「3密回避」、「参加者名簿の整理」等はこれからも自己責任で宜しくお願ひします。

(2) 講演会・塾・委員会の開催について

基本は「オンライン方式」としますが、「対面」方式も取り入れ、人数が多い場合はハイブリッド方式(オンライン+対面)での実施が求められます。協会としては、当面5階での集会は20名程度を一つのメドとします。

① 4月13日の「財政委員会」は対面での会議とします。

② 4月20日の「理事会」は対面での会議とします。

(3) 「善隣」4月号は2月16日の理事会・広報委員会が開催できなかった関係で休刊としますが、5月号からは発刊の予定です。

(4) 協会内の飲食について

都の指針を取り入れ、1グループ5人以上の飲食は行わないようお願ひします。都は認証店では全員陰性の確認が出来れば、人数制限はしなくても良いとも報じています。

会員各位におかれましては、健康面、安全面を第一にお考へいただき、くれぐれも体調管理にお努めください。

以上